

# 家庭でできる環境への取り組み

ごみの分別や節電などできることから始めましょう。ごみの分別などについては環境課ごみ減量係（☎内線453）へ、節電、省エネなどについては環境課環境都市推進係（☎内線454）へお問い合わせください。

## ごみは分別すれば資源に

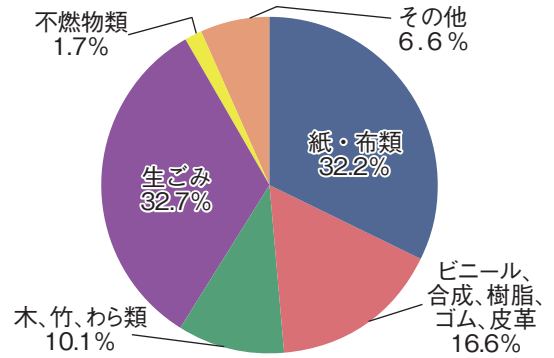


### ●雑がみ分別をご存知ですか

雑がみとは、ちらしやお菓子の空き箱などリサイクルできる紙類のことです。普段何気なく燃えるごみとして捨てているものでも、分別すればリサイクル可能な資源へ生まれ変わり、燃えるごみの量も減ります。雑紙は紙袋などにためて、紙類の日にごみステーションに出してください。

雑がみ分別に取り組み始めたところ、1世帯の1か月の燃えるごみの排出量が月8袋から月4袋に半減した例もあります。

桐生市の1人1日当たりのごみ排出量とごみリサイクル率はともに県内12市中ワースト2位です（平成27年度実績）。市民の皆さん一人ひとりの取り組みが、ごみ減量へとつながります。



※平成27年度に群馬県内の焼却施設で受け入れたごみの分析結果です。紙・布類が多く占めていることがわかります。グラフの数字は端数処理しています。

### 雑紙としてごみステーションに出せるもの



### 雑紙として出せないもの（燃えるごみの日に出してください）

- ・レシートなどの感熱紙
- ・写真
- ・紙コップ
- ・シール、シールの台紙
- ・圧着はがき
- ・宅配便の伝票などのノーカーボン紙
- ・ビニール加工がしてある紙
- ・金・銀色の紙
- ・洗剤の箱など匂いが付いている紙
- ・クレヨン、絵の具、食品などが付着した紙
- ・名刺サイズより小さい紙

## 家庭でできる節電、省エネ

家庭でできる取り組みとして最も簡単で有効なのが、節電、省エネといった電気やガスなどの使用量を抑えることです。これらのエネルギーを効率よく使うためのポイントを紹介しますので、生活に取り入れてみましょう。

### ●窓からの冷気を遮断

カーテンは厚手で床まで届く長さのものを使用し、レースカーテンと二重がけにすると、外からの冷気が部屋に伝わりにくくなります。

### ●足元を暖かくする工夫

暖房で暖まった空気は上昇し、足元が寒くなりや

すいので、扇風機などを利用し空気を循環させましょう。ひざ掛けや靴下を活用するのも効果的です。

### ●家族で一緒に過ごす

一部屋に集まって食事や団らんをすれば、照明も暖房も節約できます。

### ●料理の下ごしらえを工夫する

電子レンジを活用すると、光熱費が節約できるだけでなく、時間短縮にもつながります。また、御飯を炊飯器で長時間保温すると電力消費が多くなります。残った御飯は小分けに冷凍し、食べるときに電子レンジで温めれば電力消費は少なくなります。

# 税務署からのお知らせ

問い合わせは、桐生税務署（☎233121自動音声に従い「2」を選択）へ。

## 税を考える週間

毎年11月11日から17日まで、「税を考える週間」です。期間中の活動や国税に関する情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

## 年末調整や消費税などの説明会

桐生税務署では、法人や個人の源泉徴収義務者を対象とした年末調整や平成31年10月1日から実施される消費税の軽減税率および個人の事業者などを対象とした決算などの説明会を開催します。申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

- 年末調整説明会  
△源泉徴収義務者▽  
期日 11月16日（木）  
時間 午後1時30分～4時  
場所 市民文化会館スカイホール
- 消費税軽減税率説明会  
△法人・個人事業者▽  
期日 11月16日（木）

期日 11月16日（木）

社会保険・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴

マイナンバーカードを取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

取得し「Le-Tax」で申告を

## 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書は大切に保管を

### 年末調整・確定申告に必要です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。

1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額と過去の年度分や追納した保険料も含まれます。平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます。

申告書の提出の際には、必ずこの証明書または、領収書を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）または、市民課年金係（☎内線273）へ。

い、申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードを取得し、カードリーダーを準備すれば、自宅から「Le-Tax」で申告が可能です。本人確認書類の提示や写しの提出も不要です。

マイナンバーカードの取得については市民課住民係（☎内線246）へお問い合わせください。



## 税に関する無料相談

### 11月13日（月）

市内の税理士事務所で、「税を考える週間」にちなみ、各種の税に関する無料相談が行われます。

ただし、複雑な相談や税務申告書を作成する場合は有料となる場合があります。

期日＝11月13日（月）

時間＝午前10時～午後4時

場所＝市内の税理士事務所

申し込み＝最寄りの税理士事務所へ事前に電話をしてからお出掛けください。

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部（☎52-2677）へ。